

## 男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合について

育児・介護休業法に基づき「男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合」について、情報公開します。

### 【男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合】

| 男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合(※) |
|-------------------------|
| 81.8%                   |

対象期間:令和6事業年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

※公表前事業年度において(「育児休業等をした男性従業員の数」+「小学校就学までの子を養育する男性従業員のうち当社独自の育児を目的とした休暇制度を利用した人数」)÷「配偶者が出産した男性従業員の数」で算出。